

(別添3)

令和7年度第30回気候変動枠組条約締約国会議等における情報発信事業
委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表

審査項目	審査基準	配点	採点	備考	
1	提案事項	業務に対する専門的知見と理解度	15点	点	
	提案1(2.(1)①)コンセプト、実施スケジュール、造形デザイン・フロアレイアウト案、職員配置案等の適切性	30点	点		
	提案2(2.(1)②)開催地展示する技術の設置・管理・運営等業務について、訪問者や要人の動線や展示物間のストーリー性を考慮した展示物等の配置イメージの適切性	10点	点		
	提案3(2.(1)③)制作物等の作成・設置等業務について、効果的な集客のための装飾・工夫等の適切性	15点	点		
	提案4(2.(2)ハイブリッド・セミナーの事務局業務について、効果的かつ魅力的な情報発信につながるセミナーが実施できるように、機材内容・配置・操作方法、セミナー実施者との事前の調整内容や当日の実施方法)の適切性	10点	点		
	独自の提案事項の適切性	10点	点		
	業務実施工程の妥当性	10点	点		
2	実施体制	管理責任者の能力、実績等	10点	点	
	調査従事者の配置、役割分担、能力等	10点	点		
	利用できる設備、システム等の適合性	10点	点		
	外部協力者、ネットワーク等の適切性	10点	点		
3	業務実績	過去5年間の類似業務の実績(過去における国際会議や展示会におけるパビリオンやブース運営に関連する業務)の実績	10点	点	
	上記のうち官公庁受注実績	5点	点		
4	見積価格積算内訳	提案内容等に応じた価格の妥当性	5点	点	
	積算内訳の妥当性	10点	点		
5	組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組	提案者におけるGHG排出削減目標の設定・公表	1点	点 点 点	
		2050年のカーボンニュートラル達成(Scope1+2)を目標	2点		
		目標年限の前倒し、野心的な中間目標、Scope3の削減目標等の目標を設定	2点		
		デコ活応援団への参画	2点		
	デコ活宣言の実施	2点	点		
	デコ活に関する顕著な取組	1点	点		
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際NGOによる認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無とその認証の名称。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。証明書等の写しを添付。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置・運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称。過去の認証証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置・運営等に係る規則等の写しを添付	5点	点	
7	組織のワーク・ライフ・	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推	5点	点	

	<p>バランス等の推進に関する認定等取得状況</p>	<p>進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。認定通知書等の写しを添付</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。その確認通知書の写しを添付</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p> <p>○ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定</p> <p>※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。</p> <p>※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定)</p> <p>※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)</p> <p>○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点</p>			
8	<p>事業年度（又は暦年）における賃上げ</p>	<p>賃上げの実施を表明した企業等について表明書（様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。）の写しの提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写しを添付。 ・中小企業等は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付。 	<p><u>10点</u></p>		
		<p>合計</p>	<p><u>200点</u></p>	<p>点</p>	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の 1/2 以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5 点満点の場合	10 点満点の場合	15 点満点の場合
・秀	5 点		
・優	4 点		
・良	3 点	×2	×3
・準良	2 点		
・可	1 点		
・不可	0 点		